

1964年2月28日

## メンバー各位

### 補償状 (Letters of Indemnity)

補償状に関する1963年10月22日付けサーキュラーを参照されたい。その後の経験で、鋼材の船積み時に錆の痕跡が見られた場合、必ずしもあらゆる場合にメイツ・レシートと船荷証券に同サーキュラーの(c)項にいうように「rusty」(錆あり)の一語のみを故障摘記として載せる必要はないことがわかった。場合によっては「rusty」という語に何らかの修飾語句を付するほうが適切なことがある。

したがって、そうすることが適切であれば、船積み時に錆または類似の状態の痕跡が見られる鋼材については、次の語句の何れかを故障摘記に用いて差し支えない。

Partly rust stained (部分的に錆汚れあり)	Rust and oil spotted (斑点状の錆と油汚れあり)
Rust stained (錆汚れあり)	Wet before shipment (船積み前の濡れ)
Rust spots apparent (外見上斑点状錆あり)	Wet steel tubes (鋼管濡れ)
Some rust spots apparent (外見上若干の斑点状錆あり)	Wet bars (棒鋼濡れ)
Some rust spots apparent on top sheets (外見上上部薄板(複数枚)に斑点状錆あり)	Rust on metal envelopes (金属函に錆あり)
Top sheets rusty (上部薄板(複数枚)に錆あり)	Covered with snow (雪かかる)
Some top sheets rusty (上部薄板(複数枚)に錆あり)	Pitted (孔食)
Rusty edges (縁に錆あり)	Rusty (錆あり)
Some rusty edges (若干の縁に錆あり)	Rust with pitting (孔食を伴う錆あり)
Rusty ends (先端に錆あり)	Goods in rusty condition (商品に錆あり)
Some rusty ends (若干の先端に錆あり)	Edges bent and rusty (縁に曲りおよび錆あり)
Rust spotted (斑点状の錆あり)	Partly rusty (部分的に錆あり)

梱包されている薄鋼板・鉄板が船積みされる場合、次の二つの語句を使用することは差し支えない。

Covers rusty/wet (包装表面に錆・濡れあり)

Packing rusty/wet (梱包に錆・濡れあり)

故障摘記に用いる語句は、鋼材の外見上の状態を正しく記述するものであること、および上に列挙するものから選ばれるべきことをここに強調申し上げる。

本サーキュラーによって変更を受けた 1963 年 10 月 22 日付けサーキュラーの(c)項(裏面参照)は別として、同サーキュラーの他の事項、特に(a) (b)両項目に変更はない。

いかなる場合にも「atmospherically」(大気による)とか「superficially」(表面上)といった語を用いて錆の程度を記述してはならない。

以上

本サーキュラーは国際グループを構成する全クラブより発行される。

1963年10月22日

## 補償状 (Letters of Indemnity)

一定の港、特にアントワープでは船主・用船者間で補償状を受け入れて船積み時に損傷が見られる貨物に対して無故障の船荷証券を発行する傾向が強まっているようだ。

アントワープ積みの鋼材が好例である。同港では貨物の船積み時に錆が視認される場合、船主は補償状を受け入れて無故障の船荷証券を発行してきた。荷主は折に触れて「atmospherically rusty」(大気による錆あり)とか「partly rusty」(部分的に錆あり)という語句を船荷証券への故障摘記に用いることに反対しないと言っているが実際にはこの類いの語句は運送人の立場を守ることは決してないことがわかっている。

末尾に連署する諸クラブは各位に以下の事実留意されることを望む。

- (a) 貨物に損傷があることを知りながら無故障の船荷証券を発行することは詐欺行為にあたり、補償状を受け取ってもその(船主の)立場が是正されるものではないこと。
- (b) そのような場合、メンバーがクラブから填補を受ける権利が損なわれるであろうこと。
- (c) 船積み時の鋼材に錆が見られる場合、メイツ・レシートと船荷証券には「rusty」(錆あり)なる一語を記載しなければならないこと。荷主の要求に応じて「atmospherically」(大気による)とか「partly」(部分的に)のような特別な修飾辞を「rusty」(錆あり)の語に付け加えてはならないこと。

同様に、他の商品に損傷が見られる場合でも、メイツ・レシートと船荷証券にはその外見上の状態を簡単に記載しなければならない。

以上